

魚津市告示第154号

魚津市産後ヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正について
魚津市産後ヘルパー派遣事業実施要綱（令和2年魚津市告示第109号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月14日

魚津市長 村椿 晃

第3条第1項中「出産後2月以内の母親」の次に「又はその配偶者（事実婚を含む。）」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同一の出産について、この事業に基づくヘルパー派遣を受けていない場合に限る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。